役員推薦規程

- 第1条 役員は総会の決議によって選任する。
- 第2条 役員の選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提案する。
- 2 理事長は、役員の選任に関する議案を総会に提案するにあたり、別表に定める正会員の代表者で構成する役員推薦会議に諮り、候補者を定め、理事会の承認を得るものとする。
- 第3条 役員推薦会議は、前条第2項の規定により役員の候補者を推薦しようとするときは、あらか じめその者の承諾を得ておかなければならない。
- 第4条 役員の選任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は直ちに役員に選任された者にその旨を通知し、これを受けた者は役員に就任するものとする。

附則 この規程は、公益社団法人岩手県農産物改良種苗センターの設立の登記の日から施行する。

別 表

役員推薦会議の構成

岩 手 県 農 林 水 産 部 長 岩 県 手 市 長 会 長 岩 手 県 町 村 会 長 全国農業協同組合連合会岩手県本部運営委員会副会長 岩 県 農 協 協 手 議 会 Þ 長